

分水町商品券協同組合発行の「分水さくら商品券」をお持ちのお客様へ
資金決済に関する法律第20条第一項に基づく

払い戻し実施のお知らせ

分水さくら商品券の加盟店でのご利用を令和5年7月31日で終了しました。
お手持ちの分水さくら商品券がございましたら、下記により払い戻しを行いますので、お知らせいたします。



●払い戻し期間

令和5年8月1日～令和5年10月31日まで

注) この期間にお申し出が無い場合は、払い戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

●払い戻し窓口

分水商工会

●払い戻し受付時間 午前9時～午後5時

土曜、日曜、祝日は休館となりますのでご注意ください。

払い戻し方法

お手持ちの①分水さくら商品券と②払込先口座を記載したものを払い戻し窓口へお持ち下さい。その場で現金による払い戻しまたは後日口座振替で払い戻し致します。
(窓口現金が無い場合は口座振替とさせていただきますのでご了承下さい。)

窓口に来られない方については、①分水さくら商品券と②払込先口座及び③連絡先電話番号を記載したものを郵送で払い戻し窓口へお送り下さい。後日、口座振替で払い戻し致します。

お手数をおかけいたしますがよろしくお願い申し上げます。

令和5年8月1日 分水商工会